

平成 27 年 10 月から、マイナンバーが通知されます。 到着後速やかに会社へ提示をお願いします！！

◆ マイナンバーってなに？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりがかつ 12 桁の番号のことです。

マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

◆ マイナンバーは何に使われるの？

平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きに必要なになります。

社会保障

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務
- など

災害対策

- 災害者生活再建支援の支給
- 災害者台帳の作成事務
- など

◆ マイナンバーはどうやって通知されるの？

市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。

通知カードイメージ



◆ マイナンバーを教えたくないのですが・・・

社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務です。必ず提出してください。

◆ 自分のマイナンバーだけで良いのですか？

控除対象配偶者や扶養親族がいる方は、それらの家族の方々のマイナンバーを年末調整書類に記入して提出する必要があります（家族の通知カードの提示は不要です）。

◆ マイナンバーの取扱の注意点は？

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提出する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

また、通知カードの保管を厳重に行うなどマイナンバーが他人に漏れないように注意してください。